

山形県国民保護計画（原案）の概要

第 1 編 総 論

第 1 章 県の責務、県国民保護計画の趣旨、構成等

県は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針及び県国民保護計画に基づき、国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施し、県の区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置を総合的に推進する。

この計画は、武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、県全体として万全の態勢を整備し、もって国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

この計画に定める県が実施する国民保護措置の具体的な運用に当たっては、別途マニュアルを作成する。

また、今後、国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

第 2 章 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

県は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

県は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

県は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。この場合において、県は、個人情報の保護に留意する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

県は、国、市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

県は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その要請に当たっては、強制にわたることがあってはならない。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、県は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮

県は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施す

る国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

県は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、県は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

県は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、県は、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 山形県地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用

武力攻撃事態等への対処については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置の実施に際しては、山形県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）その他の既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

関係機関との円滑な連携のため、県及び関係機関の事務又は業務、連絡先等をあらかじめ把握する。

第4章 県の地理的、社会的特徴

山形県は、西北部が日本海に面し、隣接県との県境には山脈等が存在するため、県境を越える避難が必要な場合、避難路が制限される可能性がある。また、冬季には積雪に見舞われることから、避難路の確保や避難誘導についても配慮が必要である。さらに、山形県は、全国平均を上回る高齢化率を示しており、高齢者等への配慮が必要である。

第5章 県国民保護計画が対象とする事態

県計画においては、武力攻撃事態として、次の4類型を対象とする。

- | | | | |
|---------|-----------------|------------|--------|
| 1 着上陸侵攻 | 2 ゲリラや特殊部隊による攻撃 | 3 弾道ミサイル攻撃 | 4 航空攻撃 |
|---------|-----------------|------------|--------|

県計画においては、緊急対処事態として、次の4事態例を対象とする。

- | |
|------------------------------------|
| 1 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態 |
| 2 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態 |
| 3 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態 |
| 4 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態 |

山形県は、地形的には着上陸侵攻が可能な地域が存在するが、今日の安全保障環境等を踏まえ、当面は、危険物施設等へのゲリラや特殊部隊による攻撃や都市部を対象とした弾道ミサイル攻撃、各種テロ等の緊急対処事態への的確かつ迅速な対処について留意する。

なお、県域における事態の想定については、国からの情報等を踏まえ、関係機関と連携しながら、今後とも研究を行っていく。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 県における組織・体制の整備等

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備のための業務を行う。

県は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、必要な職員を迅速に確保できる体制を整備するとともに、職員による当直体制等により、24時間即応可能な体制を確保する。

また、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、職員参集基準、初動体制を整備する。

第2 関係機関との連携体制の整備

県は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

また、市町村その他関係機関と平素からの連携体制、隣接県との広域的な連携体制を整備するとともに、自主防災組織、ボランティア団体等への支援に努める。

第3 通信の確保

県は、国民保護措置の実施に関し、応急対策等における重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

また、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、自然災害時に確保している通信手段を活用する。

第4 情報収集・提供等の体制整備

県は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

第5 研修及び訓練

県は、事態対処能力の向上を図るため、市町村とともに、国、他の都道府県その他関係機関と共同するなどして訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、国民保護に係る訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。

第2章 避難及び救援に関する平素からの備え

県は、避難及び救援の措置に必要な基礎的資料の準備を行うとともに、市町村が作成する避難実施要領作成、高齢者、障害者等災害時要援護者への避難誘導體制の整備を支援する。

県は、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町村と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

県は 国その他関係機関と連携し、防災における緊急輸送ネットワークを活用した避難住民及び緊急物資の運送を実施する体制の整備に努める。

県は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通の確保に関する体制等を整備する。

第3章 生活関連等施設の把握等

県は、生活関連等施設を把握し、施設管理者に安全確保の留意点の周知をするとともに、関係機関の連絡網を整備する。

また、県が管理する生活関連等施設の安全確保措置の在り方を定める

県は、県及び指定管理者が管理する公共施設等におけるテロ等の発生に備え、警戒等の安全確保措置の在り方を定めるとともに、公共施設等を管理する指定管理者に対し、県に準じた措置をとるように求める。

第4章 物資及び資材の備蓄、整備等

県は、防災における備蓄と相互に兼ねるとともに、国民保護措置の実施のために特に必要な物資等については、国など関係機関と連携しつつ対応する。

第5章 国民保護に関する啓発

県は、国及び市町村と連携し、防災と連携した住民への国民保護措置に関する啓発を継続的に実施する。また、武力攻撃事態等において、住民がとるべき対処についても、国との連携のもとその周知に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

県は、武力攻撃事態等が認定される前であっても、切れ目のない初動連絡体制を確保するため、山形県危機管理要綱に基づく迅速な初動体制を確立し、関係機関と連携した初動対処を行う。

第2章 県対策本部の設置等

県は、国から県国民保護対策本部の設置の指定を受けた場合には、直ちに県対策本部を設置

し、県の区域における国民保護措置を総合的に推進する。

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、関係機関と相互に連携するとともに、自主防災組織の協力やボランティア活動に対しては、安全の確保に十分配慮し、円滑な活動ができるよう支援する。

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

知事は、国の対策本部長が発令した警報が通知された場合には、直ちに、その内容を市町村長、指定地方公共機関その他の関係機関に通知する。また、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

市町村長は、知事から警報の通知を受けたときは、サイレン等により速やかに住民に伝達するものとする。

知事は、緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。

第2 避難の指示等

知事は、国の対策本部長による避難措置の指示を受けた場合には、直ちに、その内容を市町村長等に通知する。

また、要避難地域を管轄する市町村長を経由して、当該地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。

知事は、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。この場合、国、市町村等と連携を図り、離島、積雪期、中山間地域などの地域特性や武力攻撃事態の応じた避難の指示を行う。

市町村長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、関係機関の意見を聴きつつ、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

県は、市町村の避難誘導の支援等を行うほか、運送事業者である指定公共機関等に対して、避難住民の運送を求める。

第5章 救援

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、市町村長と緊密に連携し、関係機関の協力を得て、避難先地域や被災地において、収容施設の供与、食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供等の措置を行う。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関等からの情報収集、県警察への照会等により安否情報の収集を行う。

また、県は、市町村からの報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、重複

を排除し、情報の正確性を確保するよう努める。

さらに、安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模、又はその性質が特殊であることなどから、当該武力攻撃災害を防除・軽減することが困難な場合には、国において必要な措置を講ずるよう要請する。

知事は、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保に必要な措置の実施を要請する。

知事は、緊急に必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、使用停止、製造禁止等の措置を講ずるべきことを命じる。

県は、石油コンビナートについては、石油コンビナート等災害防止法に基づき対処する。

第2 NBC攻撃による災害への対処

県は、国の基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加え、特に、現場における初動的な応急措置を講ずる。

第3 応急措置等

知事は、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示、警戒区域の設定等の応急措置等を実施する。

第8章 被災情報の収集及び報告

県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害の被災情報について収集し、又は市町村および指定地方公共機関から報告を受けた被災情報を国へ報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生対策、廃棄物処理対策、文化財保護の措置を迅速かつ的確に行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、生活関連物資等の価格の安定、生活基盤等の確保により、県民生活の安定を図る。

第 1 1 章 交通規制

県は、住民の避難、緊急物資の運送等が的確かつ迅速に実施されるよう交通規制等を実施する。

第 1 2 章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等の適切な交付及び管理を行う。

第 4 編 復旧等

第 1 章 応急の復旧

県は、武力攻撃災害等により被災したライフライン施設や輸送路の応急の復旧のため必要な措置を講じる。

第 2 章 武力攻撃災害の復旧

県は、武力攻撃災害の本格的な復旧に当たっては、国全体の方針に従って実施する。

第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等

県が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、その費用の支弁に関する手続や損失補償、実費弁償、損害補償、損失補てんの手続を定める。

第 5 編 緊急対処事態への対処

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処事態保護措置の実施などの緊急対処事態の対処については、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。